

患者様各位

選定療養費制度(180日を超える入院)について

同一の傷病による通算の入院期間(今回の入院以前の3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む)が180日を超えると、患者様の状態によっては健康保険等からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%が特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

【一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)】

1日につき 2,400円

※但し、以下の状態にある患者様(別に厚生労働大臣が定める状態の患者様)は選定療養の対象となりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣の定める難病に罹られている方
- 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く)、脊椎損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く)など
- 呼吸管理を実施している状態

など、この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課入院係までお尋ねください。

令和8年6月1日 病院長